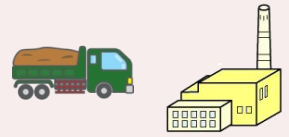


施設での処理について



大型ごみや引越しなどで大量に出たごみ等はごみステーションへ出せません。市が許可した収集運搬業者に処理を依頼するか（有料）、次の施設に自己搬入してください（無料）。
 なお、廃棄物によっては施設での処理が困難なものがあります。（15ページ参照）

施設での処理について

清掃センター

【所在地】
 新居浜市観音原町乙122番地1
 【電話番号】
 41-4225
 【業務時間】
 月曜日～土曜日、第2日曜日
 8:30～16:00

祝祭日等は休業日となる場合があります。
 なお、12月を除いて毎月29日以降は、施設点検のため「燃やすごみ」以外は搬入できません。
 施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。
 （※年末やゴールデンウィークは大変混みますので、自己搬入はなるべくお避けください。）



搬入できるもの（ごみの種類ごとに分別して搬入してください。）

ごみステーションへ出せるもの

- 燃やすごみ ●不燃ごみ ●プラスチック製容器包装 ●びん・缶 ●ペットボトル ●古紙類 ●有害ごみ

ごみステーションへ出せないが施設への搬入ができるもの

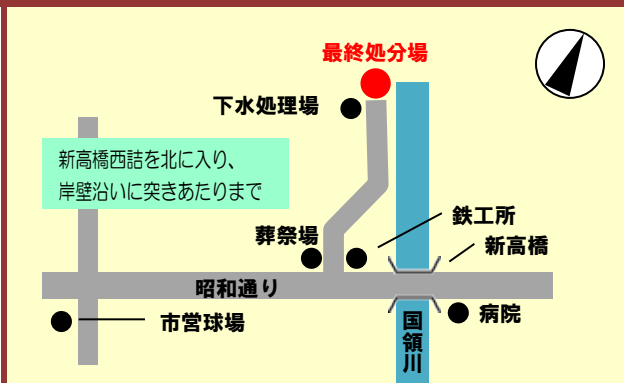
- 大型ごみで収集できるもの
 戸やサッシなどの建具、角材・パイプ（150cm以下）、トタン、たたみ、板（180cm×90cm以下）、プラスチック波板（180cm×90cm以下）など
- 剪定くず（150cm以下、直径は25cm以下） ●竹（100cm以下） ●家庭用パソコン
- 切り株・根っこ（直径25cm以下） ●健康器具 マッサージチェア、ランニングマシン、サイクリングマシン、乗馬マシン（1家庭年1台まで、自己降ろしすること。一部処理困難物有。）
- 家屋などの解体ごみ（業者搬入は事業系ごみ扱い）

※解体ごみを1tを超えて搬入する場合は、事前に清掃センターへ届出が必要になります。
 また、80㎡以上の建物の解体は、建設リサイクル法により事前の届け出が必要になりますので、新居浜市建築指導課（65-1273）へお問合せください。

最終処分場

【所在地】
 新居浜市菊本町二丁目817番2地先
 【電話番号】
 37-5300
 【業務時間】
 月曜日～土曜日、第2日曜日
 8:30～16:00

祝祭日等は休業日となる場合があります。
 施設の休業日はごみカレンダーでご確認ください。



搬入できるもの（家庭から出たものを自己搬入する場合に限る。）

- ブロック（30cm以下） ●コンクリート片（30cm以下） ●がれき（30cm以下） ●瓦
- 庭石（30cm以下） ●土砂（草などを取り除く） ●レンガ ●スレート

※搬入できるのは1世帯あたり年間1トンまでになります。

家電リサイクル法対象品の処分について


テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は「家電リサイクル法」に基づき、メーカーにリサイクルが義務付けられており、市では処分できません。購入店もしくは最寄りの電気店又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に処分を依頼するか、メーカー指定引取場所へ直接搬入してください。（市で収集は行いません。）

なお、処分するためにはリサイクル料金、収集運搬料金が必要です。（メーカー指定引取場所まで直接搬入の場合はリサイクル料金のみ）

リサイクル料金（税込）（令和2年4月現在）

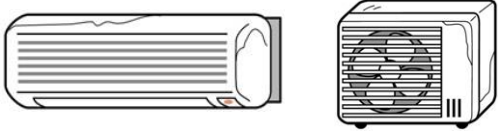
（一部のメーカーでは料金が異なる場合があります。詳しくは「家電リサイクル券センター」のホームページでご確認ください。）

テレビ
（ブラウン管、液晶、プラズマ）




15型以下・・・1, 320円～3, 200円
16型以上・・・2, 420円～3, 700円

エアコン（室外機を含む）
※天井埋込型のもは対象外です。



990円～2, 000円

冷蔵庫・冷凍庫



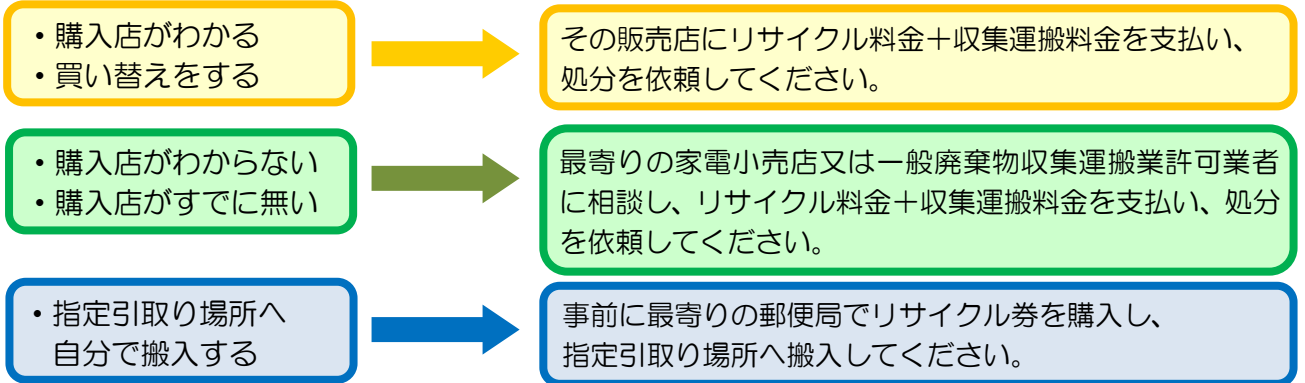
170ℓ以下・・・3, 740円～5, 200円
171ℓ以上・・・4, 730円～5, 600円

洗濯機・衣類乾燥機



2, 530円～3, 300円

処分方法



※収集運搬料金は販売店、一般廃棄物収集運搬業許可業者により異なりますので事前にお問い合わせください。

※郵便局でリサイクル券を購入する際は、メーカー名（製造業者等名）・品目・大きさがが必要です。また、振込手数料（130円）が別途かかります。

自己搬入の場合の指定引取場所

<p>四国梱包運送（株）</p> <p>住所 新居浜市黒島一丁目1番15号 電話 45-2000 受入時間 9:00～17:00 （12:00～13:00を除く） 休業日 日曜・祝祭日・年始・盆休み</p>	<p>四国西濃運輸(株) 新居浜営業所</p> <p>住所 西条市飯岡字杉ノ木1370番地 電話 56-7088 受入時間 9:00～17:00 （12:00～13:00を除く） 休業日 日曜・祝祭日・年始・盆休み</p>
--	--

事前に郵便局でリサイクル券を購入の上、製造メーカーにかかわらず、上記のいずれかの場所まで、直接持ち込んでください。

なお、時間帯によっては受け入れができない場合がありますので、事前に電話等で確認してください。

家庭用パソコンの処分について

家庭用パソコンは「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられていましたが、「小型家電リサイクル法」が施行されたことで、平成28年10月から自己搬入のみ受入れ、国の認定事業所へ引き渡します。（*個人情報が含まれるデータは必ず消去してから、清掃センターへ自己搬入してください。）

また、従来通り各メーカーによる回収・リサイクルも行っています。マウスやキーボードなどの付属品と一緒に回収してもらえますが、プリンターやスキャナーなどの周辺機器は一緒に回収できませんので、30cmを超える場合は「大型ごみ」として戸別収集に申し込み、30cm以下の場合は「不燃ごみ」として出してください。



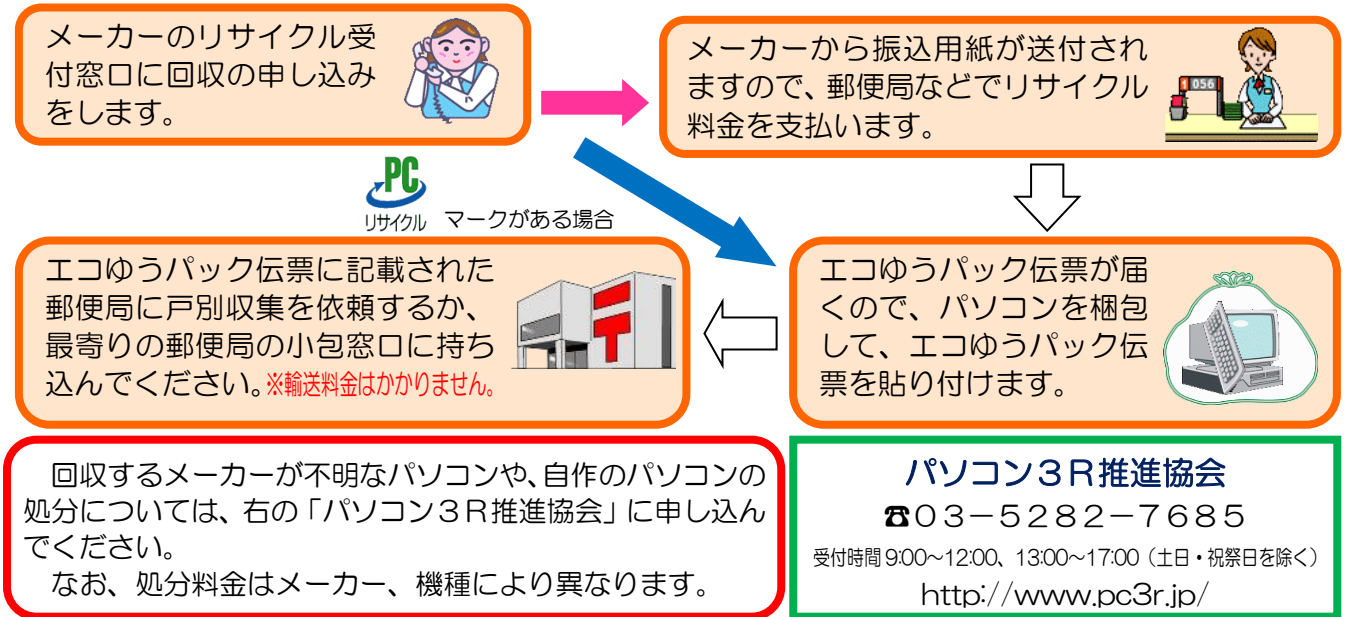
パソコンに左のマークがあれば、無料で処分できます。
(平成15年10月以降に販売されたもの)

左のマークがなければ、処分時に下記のリサイクル料金が必要です。

メーカー製パソコンのリサイクル料金(税込)(令和2年4月現在) ※メーカーにより料金が異なる場合があります。

デスクトップ PC本体 3,300円	ノートPC 3,300円	ディスプレイ 一体型PC 3,300円(液晶) 4,400円(CRT)	液晶 ディスプレイ 3,300円	CRT ディスプレイ 4,400円
------------------------------	---------------------	--	----------------------------	-----------------------------

パソコン処分までの手続きの流れ



携帯電話等の処分について



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。

通信事業者とメーカーからなる携帯電話・PHSの自主的なリサイクルシステム「モバイル・リサイクル・ネットワーク」により、携帯電話・PHS、スマートフォンの本体、電池、充電器は、ブランドに関係なく無償で左記のマークのある販売店等で回収を行っています。

また、不要になった携帯電話等に蓄積、保存されたデータを消去するサポート等も行っていますので、最寄りの販売店等へ持参し、リサイクル回収にご協力ください。

家庭用消火器の処分について

(社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して全国的なリサイクルを行っています。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。

市内のリサイクル申し込み窓口（特定窓口）（令和2年4月現在）

社名	住所	電話番号	受付時間
いずみサポート(株) 愛媛支社	新居浜市惣開町5番2号	32-5303	8:00~16:45(土日・祝祭日及び指定定休日を除く)
(有)矢野商会	新居浜市江口町10番17号	32-4696	8:00~17:00(日曜・祝祭日及び指定定休日を除く)
四国通建(株) 新居浜営業所	新居浜市久保田町二丁目3番2号	37-2757	8:00~17:00(土日・祝祭日及び指定定休日を除く)
(有)鈴木防災	新居浜市船木甲4988番地の1	40-3339	8:00~17:00(土日・祝祭日及び指定定休日を除く)

処理料金としてリサイクルシール代が必要です。ただし、平成22年以降に販売された消火器には購入価格にリサイクル料金が上乗せされ、リサイクルシールが貼付されています。(引取りを依頼する場合は、別途収集・運搬料金が必要)

※消火器は特殊な高圧容器構造になっているため、市の施設では処理できません。



廃棄二輪車の処分について

廃棄二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用をめざして、二輪車のメーカーなどが中心となって自主的に取り組む「二輪車リサイクルシステム」が開始され、現在では廃車時に無料で引取りされます。(参加事業者が国内で販売した二輪車に限る)

二輪車リサイクル参加事業者

本田技研工業(株)、ヤマハ発動機(株)、スズキ(株)、川崎重工業(株)、
(株)イーケーエー、(株)ブライト、ドゥカティジャパン(株)、
ビー・エム・ダブリュー(株)、SPK(株)、キムコジャパン(株)

廃棄二輪車の処分方法

廃棄二輪車取扱店に持ち込む場合

右のステッカーが掲示されている取扱店に備え付けの管理票に記入し、廃棄二輪車を引き渡します。

※指定引取窓口までの収集運搬料金が
かかります。



指定引取窓口に持ち込む場合

四国梱包運送株式会社
新居浜市黒島1-1-15
TEL: 45-2000

備え付けの管理票に記入し、廃棄二輪車を引き渡します。

※収集運搬料金はかかりません。

持ち込みの際には、二輪車の所有者や、排出者が確認できる書類が必要になります。なお、廃棄二輪車の処分に関する詳しいことは下記にお問い合わせください。

二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727

受付時間 9:30~17:00(土・日・祝日・年末年始等を除く)



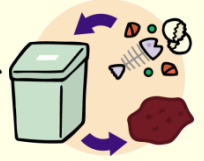
生ごみ処理機補助金について

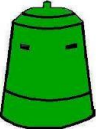
生ごみは、家庭ごみ（燃やすごみ）の約4割を占めていますが、生ごみの約80%は水分といわれており、焼却するには相当のエネルギーを必要とします。

家庭から出る生ごみをたい肥として資源化し、ごみの減量化を進めるため、生ごみ処理機を購入するご家庭に対し、購入費の一部を助成しています。

申請者本人の確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）、印鑑（朱肉を使うもの）を持参のうえ、それぞれ申請してください。

※購入前に申請手続きが必要です。



補助対象	補助金額	補助基数	申請場所
 電気式 生ごみ処理機	購入価格の2分の1以内 (上限20,000円)	5年度毎に 1家庭1基まで	市内の 指定販売業者
 コンポスト	購入価格の2分の1以内 (上限3,000円)	年度内に 1家庭2基まで	市役所2階 ごみ減量課 又は 指定販売業者
 密閉式容器	購入価格の2分の1以内 (上限3,000円)		

資源ごみ集団回収推進事業について

ごみの減量化・資源化を目的として、資源ごみ集団回収活動を行っている市民団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しています。

集団回収事業に参加するには？

奨励金を申請するためには、まず、団体登録の手続きが必要です。（年度途中の登録も可能です。）

1 登録団体の条件

営利を目的とせず、地域住民で構成する団体であり、会員が20名以上であること。

2 活動条件

- ①原則として、年間4回以上定期的に回収を実施すること。
- ②事業活動に伴って生ずる資源ごみを回収の対象としないこと。
- ③ごみステーションに出された資源ごみを回収の対象としないこと。
- ④資源ごみは市内の回収業者に回収させること。
- ⑤回収にかかる経費はすべて団体が負担すること。



集団回収を実施した後は？

奨励金の交付は、年4回、四半期ごとに行います。

集団回収を実施後、回収業者が発行する「資源ごみ回収買上証明書」を提出してください。

買上証明書に基づき、奨励金額を査定し、各期の翌月の月末までに交付します。

奨励金額

市場価格の変動に伴い、奨励金額は変更になる場合があります。

詳しくは、ごみ減量課までお問い合わせください。

リユース・リサイクルについて

衣類の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設に回収ボックスを設置して衣類を回収し、リユース、リサイクルしています。不要となった衣類をご自由にお持ち込みください。

回収できるもの

- ① 衣類全般（タンスにしまえるもの）
- ② シーツ、毛布、タオル

回収できないもの

- ① 布団、座布団、枕、カーテン
- ② ぬいぐるみ
- ③ 帽子、靴下、手袋など首・手・足先で使用するもの

主な回収場所

- ◆市役所1階ロビー ◆上部支所 ◆総合福祉センター ◆清掃センター
- ◆高齢者生きがい創造学園

使用済み天ぷら油の回収について

市役所1階ロビーをはじめ、市関係施設、民間施設に回収ボックスを設置して使用済み天ぷら油を回収し、公用車などの燃料にリサイクルしています。

持参時のお願い

- ① ペットボトルなどの密閉容器に入れて持ち込んでください。
- ② オリーブオイル、ラードは回収できません。

主な回収場所

- ◆市役所1階ロビー ◆口屋跡記念公民館 ◆角野公民館 ◆高津公民館
- ◆中萩公民館 ◆新居浜公民館 ◆若宮公民館 ◆神郷公民館 ◆船木公民館
- ◆ウイメンズプラザ ◆高齢者生きがい創造学園 ◆その他民間施設

不用品伝言板の利用について

家庭から出る不用品を登録し、希望者がいた場合は直接連絡を取り合って、受け渡しをしていただくシステムです。また、探している品物も登録でき、譲っていただける方を探すこともできます。

利用できる方

新居浜市内に在住の営利目的でない個人の方

掲示場所

ごみ減量課のホームページ、市役所1階ロビー、上部支所、川東支所、ウイメンズプラザ

登録受付

ごみ減量課のホームページ（<http://www.city.niihama.lg.jp/fuyohin/>）
ごみ減量課窓口・電話

登録できないもの

- 車やバイク
- 商品券や旅行券などの金券
- 貴金属や美術品など高価なもの
- 法律によりリサイクル料金が科せられるもの
（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機など）

なお、児童・生徒の制服類を譲りうけたい方は、学校、幼稚園、保育園に通う予定の方と、すでに通っている方に限ります。（健康保険証等で確認させていただく場合があります。）

あなたのおもちゃ
使ってくれる人が
いればいいね



禁止行為について

不法投棄は犯罪です！

家庭から出るごみや、企業活動などによって排出される産業廃棄物は、決められたルールによって処理することになっています。

ルールを守らずにごみを不法投棄することは法律により禁止されており、違反した場合は**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**または**併科**（法人の場合は**3億円以下の罰金**）に処されることとなります。



不法投棄 禁止！

- ごみをポイ捨てた者は、まち美化条例により5万円以下の罰金の対象となります。
 - 悪質な場合は、法律により不法投棄と見なし、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、又は併科に処せられます。
 - 投棄者の自己責任でごみを全部撤去していただきます。
- 新居浜警察署 新居浜市

市では、不法投棄の多発地点を中心に定期パトロールを実施するとともに、不法投棄されそうな場所について、監視カメラや警告看板を設置しています。悪質な不法投棄や産業廃棄物の不法投棄の場合、随時警察へ通報し、投棄者が特定できた場合には厳しく対処を行うとともに、国や県の関係機関とも連携を図り撤去を行っています。

不法投棄の現場を見かけたら、現場の状況（日時・場所・廃棄物の内容）や車両ナンバー等を警察に通報し、また廃棄物が産業廃棄物の場合は、愛媛県の「産業廃棄物不法投棄110番」電話 フリーダイヤル**0120-149-530**（イヨクニ・ゴミゼロ）へ通報してください。

※無理は禁物ですので、不用意に近づいたり注意をしったりしないでください！

廃棄物の野焼きは出来ません！

法律により平成13年4月から、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因となる廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」が一部の例外を除き禁止となっており、違反した場合は**5年以下の懲役**、**1000万円以下の罰金**のいずれか又はその両方が科されます。

ただし、例外として以下の焼却は認められていますが、**近隣住民への生活環境へ影響があると判断される場合には改善命令や各種の行政指導の対象となります。**



<例外として認められるもの>

- 法律に定められた処理基準に従って行われる廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：地域の行事における不要になった門松、しめ縄などの焼却）
- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：農業者が行う稲わら・みかんの剪定枝等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却）
- たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却）



野焼きに関するお問い合わせは、**市役所環境保全課（65-1512）**まで

資源ごみの持ち去り行為禁止！

ごみステーションに出された、古紙（新聞等）などの資源ごみを、市が回収する前にトラックなどで持ち去る行為が横行していたため、新居浜市では平成21年10月1日から『新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』により、ごみステーションからの資源ごみの持ち去り行為を禁止しています。違反者には**20万円以下の罰金**が科されます。

もし、資源ごみ（古紙類、びん・缶、布類、ペットボトル）の持ち去り行為を見かけた場合は、直接注意をせずに、ごみ減量課までご連絡（日時・場所・車両ナンバーなど）をお願いします。

なお、資源ごみにつきましては、収集日の前日ではなく、当日の朝7時30分までに出してください。また、なるべく地域の集団回収をご利用ください。

